

ミカン摘果剤と共済制度

ミカン栽培者の永年の待望に应运して登場した摘果剤 NAA が、実用されていくばくもない昭和51年1月再登録できなかったため、再び人手にのみたよる摘果に戻って5年間、生産過剰基調に加え隔年結果度の増大傾向もあり、新摘果剤を渴望する声は年とともに高まってきていたが、本年3月フィガロンが登録され、今年の摘果に間に合って実用できることになったことは、ただに省力化の面にとどまらず、需給調整、品質向上のうえからも大きな福音として歓迎されている。

ただ、この種生育調節剤は一般の農薬・除草剤と異って気象条件との関係で使い方にむずかしさが加わるのは避けられない。フィガロンも NAA と同様に散布後3日間ぐらいに気温が30℃以上になると摘果過度となり、直接に減収につながるので、散布に当たり数日後までの気象予測に立って使用しなければならないという制約が課せられる。

したがって、指導の中核となる県段階生産者団体は、栽培者に対し使用法を周知徹底するだけでなく、使用時期には地域測候所と緊密な連絡をとり、日々予報を組織的に末端栽培者に確実に供給する体制をとらねばならない。

しかしながら、整備された今日の気象観測体制のもとでも、時に予測にずれを生じ、その結果摘果過度に伴う減収という事態が生ずることもありうることである。この場合、その損失を共済制度による補てんに期待することは、農業災害補償法制定の趣旨からみて、きわめて自然のことと考える。適切な法運営を期待する。

〔財団法人 日本植物調節剤研究協会会長 千野知長〕

目 次 (第15巻第1号)

ミカンの新摘果剤「フィガロン」について……………2

＜果樹試験場興津支場 河瀬憲次＞

1. は じ め に……………2
2. フィガロン開発の足どり……………2
3. 間引摘果剤として利用……………3
 - 1) 散 布 時 期……………3
 - 2) 使 用 濃 度……………4
 - 3) 作 用 機 作……………4
 - 4) 使用上の留意点……………5
4. 全摘果剤としての利用……………7
5. 実用化初年目に当っての指導者の心得……………7

昭和55年度常緑果樹関係除草剤・生育調節剤試験成績概要……………8

＜財団法人 日本植物調節剤研究協会＞

外国文献抄録

中央ヨーロッパ河川水中のトリアジン系除草剤……………19

新登録除草剤一覧……………21

新登録生育調節剤一覧……………24

＜農林水産省農蚕園芸局植物防疫課＞

表紙の写真は、カタバミの種子表皮細胞を走査電子顕微鏡で撮影したもの、亀甲突起型、4000倍。

〔写真提供者：笠原安夫氏〕